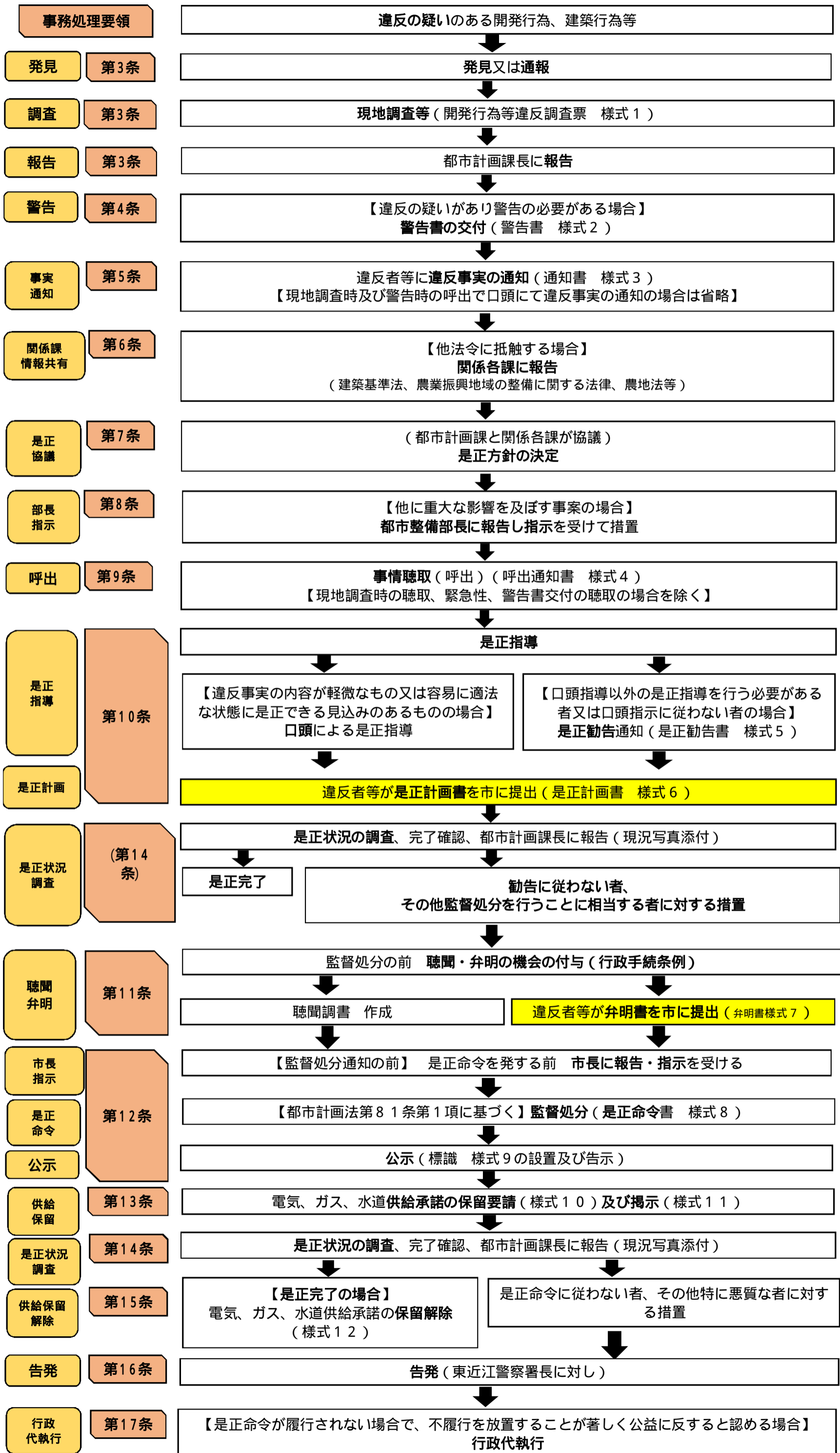


開発行為等の違反に関する事務処理の流れ



事務処理要領

違反の疑いのある開発行為、建築行為等

発見 第3条

発見又は通報

調査 第3条

現地調査等（開発行為等違反調査票 様式1）

報告 第3条

都市計画課長に報告

警告 第4条

【違反の疑いがあり警告の必要がある場合】
警告書の交付（警告書 様式2）

事実通知 第5条

違反者等に違反事実の通知（通知書 様式3）
【現地調査時及び警告時の呼出で口頭にて違反事実の通知の場合は省略】

関係課情報共有 第6条

【他法令に抵触する場合】
関係各課に報告
（建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法等）

是正協議 第7条

（都市計画課と関係各課が協議）
是正方針の決定

部長指示 第8条

【他に重大な影響を及ぼす事案の場合】
都市整備部長に報告し指示を受けて措置

呼出 第9条

事情聴取（呼出）（呼出通知書 様式4）
【現地調査時の聴取、緊急性、警告書交付の聴取の場合を除く】

是正指導 第10条

是正指導

【違反事実の内容が軽微なもの又は容易に適法な状態に是正できる見込みのあるもの場合】
口頭による是正指導

【口頭指導以外の是正指導を行う必要がある者又は口頭指示に従わない者の場合】
是正勧告通知（是正勧告書 様式5）

是正計画

違反者等が是正計画書を市に提出（是正計画書 様式6）

是正状況調査 (第14条)

是正状況の調査、完了確認、都市計画課長に報告（現況写真添付）

是正完了

勧告に従わない者、
その他監督処分を行うことに相当する者に対する措置

聴聞弁明 第11条

監督処分の前 聴聞・弁明の機会の付与（行政手続条例）

聴聞調書 作成

違反者等が弁明書を市に提出（弁明書様式7）

市長指示 第12条

【監督処分通知の前】 是正命令を発する前 市長に報告・指示を受ける

是正命令 第12条

【都市計画法第81条第1項に基づく】監督処分（是正命令書 様式8）

公示 第13条

公示（標識 様式9の設置及び告示）

供給保留 第13条

電気、ガス、水道供給承諾の保留要請（様式10）及び掲示（様式11）

是正状況調査 第14条

是正状況の調査、完了確認、都市計画課長に報告（現況写真添付）

供給保留解除 第15条

【是正完了の場合】
電気、ガス、水道供給承諾の保留解除（様式12）

是正命令に従わない者、その他特に悪質な者に対する措置

告発 第16条

告発（東近江警察署長に対し）

行政代執行 第17条

【是正命令が履行されない場合で、不履行を放置することが著しく公益に反すると認める場合】
行政代執行